

様式10号

器具給水負荷単位表

その他

申請者名

器 具 名	給水栓等	口径 (mm)	器具負 荷単位	並列 水栓数	単独 水栓数	合 計		備 考
						水栓数	負荷単位数	
大便器	洗浄弁式	25	8					
〃	タンク式・併用洗浄	13	2					特記3
〃	専用洗浄弁式	13	2					
簡易水洗大便器	タンク式	13	0.5					
小便器	洗浄弁式	13	3					
〃	小便水栓	13	1					
洗面器	給水栓、混合水栓、シャワー	13	2					特記4
手洗器	給水栓、混合水栓	13	1					
事務所流し	給水栓、混合水栓	13	2					
調理場流し	給水栓、混合水栓	13	3					
洗濯流し	給水栓、混合水栓	13	3					
掃除流し	給水栓、混合水栓	13	3					特記5
〃	給水栓、混合水栓	20	4					
汚物流し	給水栓、混合水栓	13	3					
〃	洗浄弁式	25	8					
浴槽流し	給水栓、混合水栓	13	4					特記6
〃	給水栓、混合水栓	20	6					
浴槽洗い場流し	給水栓、混合水栓、シャワー	13	2					
シャワー	シャワー	13	4					
洗髪流し	給水栓、混合水栓、シャワー	13	2					
湯沸器	貯湯式	13	1					特記7
〃	貯湯式	20	1.5					
〃	瞬間式（16号以下）	13	1					
〃	瞬間式（17号以上）	20	2					
散水栓・水栓柱	給水栓	13	3					特記2, 8
冷水器		13	0.5					
食器洗浄機		13	1.5					特記9
自動製氷機	空冷式	13	0.5					
浄水器		13	0.5					
歯科ユニット		13	0.5					特記2
自動販売機		13	0.5					
ゲートバルブ	ゲートバルブ（栓なし）	13	3					
〃	ゲートバルブ（栓なし）	20	5					
〃	ゲートバルブ（栓なし）	25	8					
合 計								

指定工事業者名

- 特記1：専用住宅とは専ら生活の用に供するもの（一般住宅、集合住宅、家庭菜園等）、その他とは主に多数の人が使用するもの（事務所、店舗、学校等）
- 2：同一器具を並列設置する場合は、二個目から1/2加算とする。ただし、散水栓（水栓柱）及び歯科ユニットは、並列計算を行わない。
- 3：併用洗浄とは、タンク水と水道直結水の併用による洗浄方法を示す。
- 4：洗面器とは、排水栓があり器に水が溜められるもの。手洗器とは、排水栓がなく器に水が溜められないもの。
- 5：床洗い用水栓は、掃除流しとする。ただし、屋外を除く。
- 6：浴槽流しとは、カランで浴槽に湯張りできるもの。洗い場流しとは、カランで浴槽に湯張りできないもの。
- 7：給湯配管がすべて混合水栓に接続されている場合は、加算しない。ただし、給湯器のみを経由した混合水栓（水も給湯器経由）の場合は、加算する。
- 8：3栓までは1栓とみなす。
- 9：給湯配管によるものは、計上しない。（栓数、点数共）
- 10：その他消防用設備（消火水栓、消火栓、スプリンクラー等）は加算しない。（栓数は計上する。）
- 11：上記以外の器具及び器具負荷単位が決められていない項目は、別途協議すること。